

平成29年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成29年6月21日（水曜日）午前11時10分開議

- 第 1 議会監査請求の報告について
- 第 2 議案第64号 横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例
- 第 3 議案第65号 横手市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第72号 平成29年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第73号 平成29年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第74号 平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第69号 市道路線の廃止について
- 第 8 議案第70号 市道路線の認定について
- 第 9 議案第75号 財産の取得について（除雪ロータリ）
- 第10 議案第76号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第11 議案第77号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第12 請願29第1号 旭川町内の側溝改修整備について
- 第13 議案第66号 横手市山内学習交流センター設置条例を廃止する条例
- 第14 議案第67号 財産の取得について（軽積載車）
- 第15 議案第68号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第16 陳情29第4号 2018年度地方財政の充実・強化を求めることについて
- 第17 議案第71号 平成29年度横手市一般会計補正予算（第1号）
- 第18 議員派遣の件
- 第19 議会案第1号 2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第20 議会案第2号 市の適正な事務執行を求める決議

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（24名）

1 番	高橋和樹	3 番	立身万千子
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝

9 番	播 磨 博 一	10番	青 山 豊
11番	加 藤 勝 義	12番	奥 山 豊 和
13番	本 間 利 博	14番	菅 原 正 志
15番	土 田 祐 輝	16番	佐 藤 清 春
17番	佐 藤 忠 久	18番	塩 田 勉
19番	佐々木 喜 一	20番	佐 藤 誠 洋
21番	高 橋 聖 悟	22番	木 村 清 貴
23番	阿 部 正 夫	24番	齋 藤 光 司
25番	菅 原 惠 悦	26番	佐々木 誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（32名）

市 長	高 橋 大	副 市 長	石 山 清 和
副 市 長	藤 本 和 宏	教 育 長	伊 藤 孝 俊
総 務 部 長	小 丹 茂 樹	総 合 政 策 部 長	三 浦 淳
ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	高 橋 征 徳	市 民 生 活 部 長	佐 藤 均
健 康 福 祉 部 長	佐 藤 亮	農 林 部 長	佐 藤 誠 悦
商 工 観 光 部 長	小 田 嶋 利 宏	建 設 部 長	渡 部 幸 伸
上 下 水 道 部 長	小 原 信 美	教 育 総 務 部 長	見 田 貞 一 郎
教 育 指 導 部 長	高 橋 玲 子	消 防 長	大 石 義 孝
市 立 横 手 病 院 事 務 局 長	浮 嶋 優 子	市 立 大 森 病 院 事 務 局 長	村 上 伸 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	栗 田 律 子	総 務 部 次 長 兼 人 事 課 長	佐 藤 雅 義
総 務 部 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	辻 正 憲	総 合 政 策 部 次 長 兼 経 営 企 画 課 長	村 田 清 和
ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	加 賀 谷 秀 昭	財 政 課 長	佐 藤 勉
横 手 地 域 局 長	佐 越 和 之	増 田 地 域 局 長	高 橋 功
平 鹿 地 域 局 長	國 安 清 久	雄 物 川 地 域 局 長	高 橋 宣 之
大 森 地 域 局 長	長 谷 山 達 夫	十 文 字 地 域 局 長	高 橋 栄 逸
山 内 地 域 局 長	中 村 広 幸	大 雄 地 域 局 長	戸 田 勝 己

代表監査委員 佐々木 豊

事務局職員出席者

事務局長	高橋 嘉	主 幹	菊池 覚也
議事調査係 主席主査	佐々木 浩之	議事調査係副主査	菅原 義隆
総務係主任	横井 希望		

◎開議の宣告

- 佐藤忠久 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎発言の申し出

- 佐藤忠久 議長 市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長。

【高橋大 市長登壇】

- 高橋大 市長 おはようございます。

私から、職員の交通死亡事故についてお話をさせていただきたいと思っております。

6月19日月曜日午後10時ごろ、自家用車で帰宅途中の商工観光部観光おもてなし課の副主査が、市道西原・亀田線で交通死亡事故を起こしました。このため、昨日亡くなられた増田町亀田の84歳の男性宅を私が訪問いたしまして、弔意を述べるとともにご遺族に謝罪してまいりました。

先日の横手公園展望台職員の不祥事に引き続き、横手市役所全体の信頼を失墜する行為が発生していることに対し、市民の皆様には大変申しわけなく思っております。

職員に対しましては、昨日、緊急部局長会議を開催し、交通事故防止や金銭取り扱いの適正化などコンプライアンスの強化徹底、ヒヤリ・ハットに対応し、事件・事故・事務ミス未然防止に取り組むこと、また、管理職においては非常勤職員を含む部下職員の人心掌握に努めることなど全庁的に実施するよう指示したところでございます。

このたびは、まことに申しわけございませんでした。

◎議会監査請求の報告について

- 佐藤忠久 議長 監査委員から議会の請求に基づく監査報告書、例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

日程第1、議会監査請求の報告についてを議題といたします。

本件につきましては、平成29年第2回横手市議会3月定例会におきまして、地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求の動議が可決され、3月29日付で監査請求書を代表監査委員宛送付してまいりました。その監査結果の報告書が6月15日に提出されておりますので、代表監査委員の報告を求めます。代表監査委員。

【佐々木豊 代表監査委員登壇】

- 佐々木豊 代表監査委員 監査委員の佐々木です。よろしくお願いたします。

議会の請求に基づきまして監査いたしましたその監査報告書、報告いたします。

お手元に渡しております監査報告書の1ページをお開きください。

第1、監査の概要。

1、監査の種類。地方自治法第98条第2項の規定に基づき、議会より平成29年3月29日付横議第1010号で請求のあった次の2件につきまして都市監査基準により監査計画を作成し監査しました。

一つは、Aとして浅舞スポーツセンター売上金等の一時紛失について。もう一つは、Bとして障害者就労継続支援訓練等給付費の支払い遅延について。

以上の2点であります。

2、監査の期間。平成29年4月7日から6月14日まで。

6月15日に議会のほうに報告書を出しておりますので、その前日までとしております。

3、監査の対象課。Aの浅舞スポーツセンターについては、まちづくり推進部平鹿地域課。Bの障害者就労継続支援給付費については、健康福祉部社会福祉課。

4、監査の範囲。Aについては平成27年度浅舞スポーツセンター売上金等の管理について。Bが平成28年度障害者就労継続支援訓練等給付費の支払いについて。

以上2点に関連する事務を対象としました。

5、監査の方法。平鹿地域課、社会福祉課へそれぞれ関係書類の提出を求め、提出書類の調査・照合を行うとともに、下記日程により、現地確認及び関係職員からの事情聴取を行い、さらに必要に応じて関係職員へ照会し回答を求める等の手続により監査しました。

現地確認は4月17日、浅舞スポーツセンターで行っております。

第1回事情聴取、5月2日。第2回事情聴取、5月22日。第3回事情聴取、6月9日。いずれも平鹿地域課及び社会福祉課両課の課長等の出席を求め行いました。

2ページをお開きください。

6、監査の着眼点。監査の主な着眼点は、次のとおりであります。

A、浅舞スポーツセンター売上金等の一時紛失について。

本業務においては、現金取扱事務が適切に行われていたかどうかを主眼といたしました。

また、監査の対象とする年度については平成27年度とし、その後の対応状況も確認しました。

B、障害者就労継続支援訓練等給付費の支払い遅延について。

本業務においては、事務事業の執行に当たって法令等に従って適正に行われているか、事務処理は能率的、効率的に行われているか、業務委託先の秋田県国民健康保険団体連合会との連絡調整が適切に行われているか等を主眼としました。

また、監査の対象とする年度については平成28年度とし、その後の対応状況も確認しました。

なお、監査委員が監査できるのは当該地方公共団体の事務の執行に限られます。特定の業務や事務を委託した場合、委託することで当該地方公共団体の事務でなくなるため、受託者の事務そのものは監査の対象となりません。

したがって、監査としては、国保連への業務委託に係る事務処理が適切に行われたかについて、社会

福祉課の事務処理手続の監査を行いました。

第2、監査の結果。

A、浅舞スポーツセンター売上金等の一時紛失について。

今回監査の請求があった一時紛失した売上金等とは、平成28年1月22日に紛失が発見された横手市社会体育施設設置条例第8条に規定された使用料のうちのゴルフボール回数券の売上金2万2,690円と回数券1冊2,310円の計2万5,000円でありました。

その売上金の取り扱いは、平成27年4月1日から11月30日までは施設管理委託契約先のシルバー人材センターの職員が、12月1日から翌年3月31日までは市雇用の非常勤職員がそれぞれ浅舞スポーツセンターで回数券を交付し、料金を徴収するものでありました。

売上金の保管については、事務室内の手提げ金庫にて保管することになっていました。また、職員不在のときは事務室の出入りに鍵をかけ、金庫を保管する机及び金庫にも施錠していたという説明がありました。

3ページをごらんください。

保管している現金は、回数券20冊相当分の売上金が集まった時点で非常勤職員が現金と使用済み回数券を平鹿生涯学習センターに持っていき、受け取った職員が確認し金融機関に納付するという手順で行っていました。

今回監査した結果明らかになった問題点は、次のとおりであります。

(1)回数券についての受払簿が存在せず、当初何冊存在し払い出しが何冊で残数が何冊かなどの把握ができない状況でありました。払い出しにおいても回数券に印刷された回数券番号順に払い出しされておらず、払い出し状況の把握を混乱させていました。

(2)現金を直接取り扱うスポーツセンターに日計表または現金出納簿が存在しないため、徴収した金額や学習センター職員に引き渡した金額の記録がありませんでした。平鹿地域課では、作業日誌を日計表として監査に提出していますが、回数券番号が記載されているだけで金額が記載されていないため、日計表の要件を満たしているとは言えないものでした。

(3)施錠しているとはいえ、夜間や施設を使用しない時間帯に職員不在の状況が発生するスポーツセンター内に多額の現金が置かれたままになっていました。

(4)スポーツセンターで現金及び回数券を受け払いするのは、平成27年4月1日から11月30日までは施設管理委託契約先のシルバー人材センターの職員が行っていましたが、委託契約書に料金徴収業務及び回数券交付業務の委託は明記されておらず、平成27年12月1日から翌年3月31日まではスポーツ振興課雇用の非常勤職員が行っていましたが、平鹿地域課の公金を取り扱うに当たっての業務内容の変更や現金取扱員等の任命がなく、スポーツセンター内において公金を取り扱う体制が整備されておらず、責任の所在が不明確な状況にありました。

(5)現金取り扱いマニュアルについて、公金の徴収を委託している場合と市職員が直接徴収する場合

とに区分して記載する必要がありますが、そのマニュアルは学習センターで職員が徴収した料金を引き継いだ時点からのものであり、スポーツセンターでの職員の料金徴収の現金取り扱いについては記載されていませんでした。

(6)現金紛失による事故報告書等をつくられていますが、紛失金の発見及び紛失から発見に至る一連の状況に係る報告書や顛末書が作成されていないため、発見後の状況が記録として残されていませんでした。

次に、紛失金発覚後の業務であります。平成28年1月25日から5月31日までは学習センターで申し込みを受け、現金と引きかえに回数券を交付していました。その後、利用者の利便性を考慮し、6月1日からはスポーツセンター内で申請書と引きかえに回数券を渡し、4ページをごらんください、週1回程度申請書を学習センターの職員が回収し、納付書を作成、送付し使用料を納めてもらう形式で実施されています。これにより、前記の問題点(3)、(4)については見直しされています。また、(2)についても、新たに日程表等を作成し運用しています。

問題点の(1)については、回数券は金券であることから受払簿を整備し適切な管理を行うべきでありますし、(5)については、従来のものであるため、適切な見直しを早急に行う必要があります。

なお、なぜ紛失金が発覚後数日経過し、手提げ金庫の中にあったのかについては、特定できませんでした。一時的にせよ公金を紛失したことはあってはならないことであり、公金を取り扱うこの重要性を再認識し業務に当たる必要があります。

次に、B、障害者就労継続支援訓練等給付費の支払い遅延についてであります。

今回請求のあった事案の制度の内容は、当該事業を実施している事業所から国保連へ請求がなされ、国保連から内容の確認依頼が市へ送付され、市で審査した結果を待って、国保連から事業者へ給付費が支払われる業務を横手市と国保連が委託契約を締結し、実施しているものであります。

監査請求の具体的内容は、主に平成28年8月請求分及び9月請求分の障害者就労継続支援訓練等給付費が、それぞれ9月と10月に支払われるべきものを11月に支払われたということであります。

この支払い遅延が発生した原因は次のとおりでありました。

一つは、(1)申請に対するエラー解消の確認でミスがあったこと。その理由として、市の作業内容がマニュアル化されていないことや新たな担当者が国保連から送られてくるデータの存在に気づかなかったこと、データ内容に関する国保連との事務処理のマニュアルがないこと、担当者が1人であったことなど複数の要因が重なったためと思われま。

もう一つは、(2)利用者からの申請書がおくれてしまったことあります。

原因の(1)については、問題発生への早急に取り組むことが必要であることから、現在具体的な対応策として係内複数職員と課長によるチェックを行っていますが、システムやデータの適切な取り扱いに関してもマニュアルの整備等、今後検討が必要と思われま。

また、(2)の利用者からの申請書遅延等については、相談支援事業所との協議が行われ、一定の取り

扱いの方針が定められたという説明がありました。

5ページをお願いいたします。

次に、今回の監査請求にある支払い遅延が法的な支払い遅延に該当するかどうかについて確認しました。結論としては、法に違反する支払い遅延にはならないと考えられます。

対象となっている給付費の支出は、一般会計予算の3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者自立支援給付費内の20節扶助費であります。この費目（扶助費）は、昭和25年4月7日付理国第140号政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の運用方針により法律の適用から除外されると解されるためであります。

厚生労働省のホームページにあります介護給付費等に係る支給決定事務等については、いわゆる事務処理要領ではありますが、これには介護給付費、訓練等給付費の請求について、事業者はサービス提供月ごとにサービス提供月の翌月10日までに請求を行わなければならないとなっています。支払いについては、市町村は、審査の結果、事業者または施設から提出された請求書を適正と認めた場合、介護給付費・訓練等給付費等の支給額を確定し、事業者または施設に支払うとなっており、「市町村における介護給付費・訓練等給付費等の支払い期日については、審査事務等の期間を考慮し、サービスの種別にかかわらず、請求のあった月の翌月末として差し支えないものとする」と記載されています。

また、制度的にエラーが請求確定の期日までに解消できないときは、請求を事業者に戻し、翌月再度請求することになります。請求おくれとなった場合でも請求権が時効で消滅しない限りは請求を受け、給付費を市は払わなければならないことになっています。このような例外はありますけれども、支払い遅延は事業者の経営に影響を及ぼすものであります。期日までエラーを解消する基本的な対策を早急に検討する必要があります。

なお、当該支払い遅延のため事業の運営が困難になると表明した一部事業者に対して遅延した金額を職員が無利子で貸しています。これが地方自治法で認められていない立て替え払いに当たらないかということについては、立て替え払いとは、債務者（市）が債権者（事業者）に対して支払うべき金額を第三者、職員が事業者に対して支払い、後にその金額を市から職員に対して支払うことと考えます。今回は、市から事業者へは正規の手続を経て給付費が支払われており、受け取った事業者が職員へ全額返済したと説明を受けました。事業者と職員間の金銭のやりとりは個人間の貸借ということになりますので、立て替え払いにはならないと監査委員では判断したところであります。

以上が議会請求監査の報告書の内容であります。

○佐藤忠久 議長 ただいまから代表監査委員の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番寿松木孝議員。

○8番（寿松木孝議員） まず、監査の皆さんには大変ご難儀をおかけしましてすばらしい監査をしていただいたなというふう感じているところであります。

その中で1点だけ、私がちょっと、私として理解できていない部分についてお聞きしたいというふう

に思います。

その部分につきましては、今回監査請求された2点目の介護給付費等に係る遅延についてでございます。この中の監査委員側からは立て替え払いのことについて言及されております。この立て替え払いということ考えたときに、確かに市側の会計側から見れば、監査委員のおっしゃるとおりであろうことは明白なわけでございますけれども、ただ、そこを見るといいますか監査するに当たりまして、例えば当該職員の地方公務員法とかそこら辺も加味されたのかどうか。要するに、特定の事業者と個の職員が金銭のやりとりをしている、しかも、その内容を考えたときに、非常に危ういものを感じずるわけですが、そのあたりについての監査の中ではどのような取り扱いをされたのか、その1点についてだけお聞きしたいというふうに思います。

○佐藤忠久 議長 代表監査委員。

○佐々木豊 代表監査委員 まず、そこまでは見ませんでした。ただ、監査では、定期監査もそうですが、中間講評というのを行っております。その中では、その場所ですぐに疑問等を職員に報告して、後で正式な文書を出すという、そういう形にしておりまして、今回の監査についても、第3回の事情聴取行った後で3名の監査委員からそれぞれ、ずっと事情聴取してきましたので、その内容等を聞いての感想とございますか、思いを担当課のほうに申し上げております。それについては、個人的なお金、これを貸すという形、これは好ましくない、やってはならない、さらには、このような形が前例になるようなことはあってはならない、ここら辺のところを監査委員の考えとございますか、思いとして担当課のほうには申し上げたところであります。

以上です。

○佐藤忠久 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。これで監査結果の報告を終わります。

暫時休憩いたします。再開時間は確定次第ご報告します。

午前 11時42分 休憩

午後 2時50分 再開

○佐藤忠久 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第64号～議案第74号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第2、議案第64号横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例より日程第6、議案第74号平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番土田百合子議員）登壇】

○土田百合子 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第64号横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、応募者の居住地が横手市内であるか市外であるかによって、選考の優先順位に差が出るのかとの質疑に対し、当局より、学校の成績表、推薦書、作文、面接等の基準に沿って選考するものであり、居住地による差はないとの答弁がありました。

また、奨学金の償還猶予や償還免除の要件についての質疑がありました。

また、奨学金制度により看護師等を確保するのは短期的には有効であるが、長期的には待遇面で魅力ある病院経営を行わないと職員の定着は難しいため努力してほしいといった意見や、奨学金利用の有無により職員間の仕事に対する士気に影響が出ることはないようにしてほしいといった意見がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号横手市印鑑条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、コンビニエンスストアのない地域において郵便局での証明書交付は考えていないか、また、コンビニエンスストアの次の事業展開の予定はあるかとの質疑に対し、当局より、機器の導入及び運用費用を考慮し、郵便局での実施は考えていない。マイナンバーカードの提示により市役所窓口での証明書交付手続が簡素化される仕組みを検討中であり、ぜひ実現したいとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードの普及状況が思わしくないという現状も踏まえ、コスト面も考慮しながら制度を展開、PRする必要があると思うが、現状と比較して運用コストはどうかとの質疑に対し、当局より、利用者が多ければ多いほど費用面での効果が上がるので、利用を推奨していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号平成29年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、一般会計からの法定外繰り入れの今後の見通しはどうかとの質疑に対し、当局より、現行の取り扱いの中では、すぐに法定外繰り入れがなくなるわけではないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号平成29年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、国や県との協議において、前期高齢者、後期高齢者といった高齢者の年齢区分を変更するような話はないかとの質疑に対し、当局より、具体的な議論にはなっていないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第74号平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はな

く、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第64号横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く4件について採決いたします。

4件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、4件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第69号～請願29第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第7、議案第69号市道路線の廃止についてより日程第12、請願29第1号旭川町内の側溝改修整備についてまでの6件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番青山豊議員）登壇】

○青山豊 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案5件、請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第69号市道路線の廃止について及び議案第70号市道路線の認定についての2件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、市道一本柳西北線と一本柳西南線は、（仮称）南分署建設に伴う路線の廃止、認定となっているが、当該路線は農作業用道路としての役目もある。農作業に支障がないような起終点の設置にしているのかとの質疑に対し、当局より、（仮称）南分署の建設予定地ということで、その一部を区域に編入する形になっている。利用上、ご不便がかからないような対応をしているとの答弁がありました。

また、市道一本柳西南線については、起点が（仮称）南分署からとなっているが、緊急を要する場合にも、そこから車が入り出ることの検討されているのかとの質疑に対し、当局より、進入路については、（仮称）南分署の敷地からではなく、国道342号からの接続としているとの答弁がありました。

議案2件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号財産の取得についてから議案第77号財産の取得についての議案3件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、除雪機械の更新は前の機種と同じ規格とするのかとの質疑に対し、当局より、各地域局と打ち合わせをして、その機種の選定について検討している。雄物川地域局で使用していたグレーダー3.7メートル級については、現在グレーダーが製造されていないため、11トン級ドーザーに切りかえている。また、大雄地域局で使用していた13トン級ドーザーは、現在13トン級の規格がないことから14トン級としているとの答弁がありました。

また、除雪機械を払い下げる場合の基準はあるのかとの質疑に対し、当局より、基本的には11年の耐用年数を過ぎたものについて、払い下げ等の対象としているとの答弁がありました。

このほか、メーカーの指定についての質疑がありました。

議案3件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願29第1号旭川町内の側溝改修整備について、審査における主な意見を申し上げますと、雪のことは絶対に考えなければいけない中で、深い側溝を底上げして本当にいいのか。また、ふたをかけながら勾配をとったほうがいいのかなど地元と十分に調整をしながら整備をしなければいけないと思う。全範囲の整備となると時間的にも金銭的にも無理だろう。地元では時間がかかってもいいと言っていることから、調整を頻繁にしながらよい手法を考えて、専門の目から見てじっくり時間をかけてやっていただきたいとの意見がありました。

また、この請願の内容は、側溝が深く危険であること、雪捨て場の確保等と水が流れるように勾配をつけてほしいことである。そうなれば、全体計画を立てないといけないが、広範囲なのでかなり難しい。誰が見ても側溝が危険なことは十分にわかる。どういう順序で進めていくかというのは、地元の人と検討していかなければならない。また、水を流してほしいとあるが、どこの地域でも水利権は難しい部分があるし、どういう形であそこの側溝を整備するのかなど、今後どのようにしていくかは全体で考えるべき問題であるとの意見がありました。

討論では、小野正伸委員より、賛成の立場で、市民の安心・安全を考えると、あのままの状態ではよくないと思う。お金も時間もかかる事業かもしれないが、ぜひ、地元の方々と相談しながらできるところから少しずつでも始めていただければと思い、本請願に賛成するとの討論がありました。

また、加藤勝義委員より、賛成の立場で、この請願については採択すべき願意だと思う。しかし、今すぐ全部をどうするかというのではなく、少しずつ地域の方々と検討しながら時間をかけて進めていくべきである。長期的に見て、住民の不自由、危険を解消していくための願意を妥当として、本請願に

賛成するとの討論がありました。

本請願について、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願1件を除く5件について採決いたします。

5件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願29第1号旭川町内の側溝改修整備についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、請願29第1号は採択することに決定いたしました。

◎議案第66号～陳情29第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第13、議案第66号横手市山内学習交流センター設置条例を廃止する条例より日程第16、陳情29第4号2018年度地方財政の充実・強化を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（21番高橋聖悟議員）登壇】

○高橋聖悟 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案3件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第66号横手市山内学習交流センター設置条例を廃止する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、新たなコミュニティーセンター建設に当たっては、共助組織など地域との話し合いは十分に行われているのかとの質疑に対し、当局より、共助の拠点であり、自主防災組織の活動も含めて地区の方々と協議をしながら設計を行っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、消防団の再編の中で、今後の軽積載車の配備はどのように行っていくのかとの質疑に対し、当局より、現在小型ポンプは200台余りが配備されているが、積載車は69台であり、残りは消防団員個人所有の軽トラック等に積載して現場に向かっている。緊急出動ができる車両の配備は必要であると考えているが、数が多く、すぐに全分団に配備することは難しい。統合再編が確定した分団や老朽車両の更新を最優先に順次配備していくとの答弁がありました。

このほか、消防団の統合再編に際しては、バランスのとれた車両配備に留意してほしいとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、消防車両の更新はどの程度の期間で行われるのか。また、従来の車両はどのように取り扱われるのかとの質疑に対し、当局より、更新は計画的に行われており、おおむね15年をめどに更新している。古い車両は予備車として引き続き配備され、予備車だった車両は廃車になるとの答弁がありました。

このほか、山林火災時の消火体制についての質疑がありました。

最後に、陳情29第4号2018年度地方財政の充実・強化を求めることについては、立身万千子委員より、賛成の立場で、この陳情者は日本最大の労働者の組織であり、国民の大半がこのように願っているということだと思ふ。特に、「地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること」という部分は、ご存じのとおり国では現在トップランナー方式をとっており、歳出の効率化により歳出をどんどん抑制させ、一番抑制した地方をトップランナーにしてそれに続けというような考えで進めているが、それを議論する前提はあくまでも地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすることであるので、特に賛成する部分である。よって、本陳情は願意が妥当と思ふので賛成するとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、出席者起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情1件を除く3件について採決いたします。

3件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情29第4号2018年度地方財政の充実・強化を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、陳情29第4号は採択することに決定いたしました。

◎議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第17、議案第71号平成29年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（19番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会報告を申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第71号の審査については、6月5日、一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する、総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会審査は6月15日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各文科会長の報告を受けたところ、総務文教分科会及び産業建設分科会長報告では、原案のとおり可決すべきものとし、厚生分科会の分科会長報告では、否決すべきものとの報告でありました。

議案第71号に対しては、高橋和樹委員外2名よりお手元に配付している修正案が提出されました。

修正の内容は、歳出4款1項3目健康増進費のうち、健康の駅推進事業208万7,000円を減額し、歳入では、18款2項1目財政調整基金繰入金から同額を減額するものであります。

分科会長報告及び修正案に対し質疑はなく、討論では菅原恵悦委員より、修正案に反対の立場で討論がありました。

修正案については、起立採決の結果、可否同数であったため、委員長採決の結果、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正可決した部分を除いた原案について起立採決を行った結果、出席者起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

なお、さきの委員会中、進行に不手際がありました。まことに申しわけありませんでした。

なお、以上よろしく審議お願い申し上げます。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 私は、平成29年度一般会計補正予算（第1号）の案に賛成の立場で討論します。

まず、先ほどの予算特別委員会で提案された修正案について、一言述べさせていただきたいと思えます。

この修正案についての委員会での質疑や議論の報告を受け、今、なぜこの時期の提案なのかという唐突感は私も否定できませんでした。また、特に大規模駅の利用者というのは約5分の1が市外の方にもかかわらず横手市の住民基本台帳からのデータを取り出すということに何の意図があるのか、どうして議案説明会や全協の懇談会、常任委員会協議会などにおいて本会議に上程する重要性をしっかりと議会に向けて説明しないのか、甚だ疑問が湧くことは事実です。

しかし、健康の駅事業が開始されて以後10年余りの間、私も大規模駅や地元での小規模駅などを利用しながら、スタッフの皆さんのご労苦を見させていただいてきました。正職員はもちろんですが、大多数を占める非正規職員のスタッフも過密な勤務体制を調整しながら利用者個々人の管理台帳を整備してこられています。けれども、その台帳データは個人の利用に伴うものであり、その方が例えば病院でどのような病気の治療を受け、どう回復しているのか、医療データは入っていません。このため、データをつないで分析しなければ適正な効果を検証できないという状態です。

一方で、全国の市町村議会が横手市を視察する中で最も多いのがこの健康の駅事業といっても過言ではなく、市の観光行政にも貢献していると思えます。その視察で必ず出される質問は、実績・効果の数値だと聞いております。この10年来、何度もシステム化された利用者台帳管理の実現を現場から要求してきたことも耳にしており、法制度によって実施されるべき地域ケアシステムに必要な介護保険や健康カルテとの連動によって次期データヘルス計画作成の一助にするために、この予算計上は一步前進と捉えるべきではないでしょうか。

また、予想される効果を示して予算要求すべきだという意見もあります。けれども、そもそもその効果を予想や試算するためには、データを適正にしかもできるだけ効果的に分析することが必要であり、道具を用意しないで物をつくることはできないというのも現実です。このような課題は一人健康福祉部に特化したものではなく、国保や病院会計にも関係しており、補正予算として議会に上程した以上は、

市長を先頭に市役所の全ての部局が一丸となって実行することを市民に発信しなければならないものと痛感します。したがって、市役所の全部局が連携するのは当然です。市長は就任以来4年間にわたり、何度、部局横断という言葉をお使いになったか数知れません。決して、単なるスローガンに終わらせることなく、当局は、議会並びに市民に対し責任を持って予算計上に当たり、市民が本当に納得できる説明をすることを肝に銘じて、現場はもちろんのこと、部内そして部局間で議論を徹底していただきたいと切に思います。

以上の点を踏まえ、この健康の駅事業システム改修費は削除されるものではないと考え、今回の補正予算案に賛成します。

以上です。

○佐藤忠久 議長 ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第71号平成29年度横手市一般会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正であります。まず、修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

修正議決した部分を除く原案について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立多数であります。したがって、修正議決した部分を除く原案については原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議案第71号が修正議決されましたが、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○佐藤忠久 議長 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いた

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付した議員派遣のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 4時31分 再開

○佐藤忠久 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の上程、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第19、議案第1号2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第1号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議会議案第2号の上程、説明、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第20、議会議案第2号市の適正な事務執行を求める決議を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第2号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。したがって、議会議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

これで平成29年第3回横手市議会6月定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

【発言する者あり】

○佐藤忠久 議長 閉会を取り消します。日程第20の議会議案第2号について、議運の委員長より趣旨の説明をお願いいたします。9番播磨議員。

【議会運営委員長（9番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 議会運営委員長 議会議案第2号を朗読して説明いたしたいと思っております。

議会議案第2号市の適正な事務執行を求める決議。

本日、本会議において、代表監査委員から議会の請求に基づく監査結果の報告を受けた。

このたびの監査により、るる問題点が明らかになったところである。既に事務の見直しを行った事項もあるようだが、監査委員から指摘された問題点については、適切な見直しを早急に行う必要がある。

全ての公務員は全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応える高い倫理観と使命感を持ってその職に当たるべきところである。特に市長を初めとした管理監督の地位にある者は、管理監督責任を十分に自覚し、みずから率先して市民の信頼を回復するための対策を講じ、組織の規律を保たなければならないものである。

よって、市長は組織の最高責任者としての責任の所在を明らかにし、監査委員から指摘された問題点の改善を行い、市民の信頼を回復するとともに、今後の市政運営においてはその責任を十分に認識し、事務事業執行に努めるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年6月21日、横手市議会。

○佐藤忠久 議長 議会案第2号は、議員全員の提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。不手際大変申しわけありませんでした。

◎閉会の宣告

○佐藤忠久 議長 これにて6月定例会を終了します。

お疲れさまでした。

午後 4時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名するものである。

横手市議会議長 佐 藤 忠 久

横手市議会議員 菅 原 惠 悦

横手市議会議員 佐 々 木 誠